

# 資料 1. 計画策定のための体制

## (1) 墨田区障害者施策推進協議会設置要綱

昭和 57 年 4 月 10 日  
57 墨厚厚発第 178 号

(設置)

**第 1 条** 墨田区障害者行動計画の推進及び改定にあたり、障害者及びその関係者と協議するため、墨田区障害者施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(構成)

**第 2 条** 推進協議会は、委員 22 人以内をもって構成する。

2 推進協議会の委員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者、障害者団体等の代表者、学識経験者、区議会議員及び関係行政機関等の職員のうちから区長が委嘱又は任命する。

(会長等)

**第 3 条** 推進協議会に会長を置く。

2 会長は、推進協議会の委員のうちから区長が選任する。

3 会長は、会議を主宰し、総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代行する。

(協議事項)

**第 4 条** 推進協議会は、次の事項を協議する。

(1) 墨田区障害者行動計画に基づく障害者施策の推進に関すること。

(2) 墨田区障害者行動計画の改定に関すること。

(3) その他区長が必要と認める事項

(招集)

**第 5 条** 推進協議会は、区長が招集する。

(任期)

**第 6 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任機関とする。

(報酬)

**第 7 条** 委員に対しては、会議への出席 1 回につき別に定める額の報酬を支給する。ただし、区の職員には支給しない。

(庶務)

**第 8 条** 推進協議会の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。

(委任)

**第 9 条** この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、昭和 57 年 5 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

## (2)墨田区障害者施策推進協議会委員

	氏 名	所 属 等	任 期
障害者団体等の代表者	平 墳 隆 一	墨田区障害者団体連合会	21. 5. 1～23. 4. 30
	浮 嶋 松 男	墨田区障害者団体連合会	21. 5. 1～23. 4. 30
	荘 司 康 男	墨田区障害者団体連合会	21. 5. 1～23. 4. 30
	前 田 君 代	墨田区障害者団体連合会	21. 5. 1～23. 4. 30
	木 田 香津江	墨田区障害者団体連合会	21. 5. 1～23. 4. 30
	三 浦 八重子	墨田区精神障害者を守る家族会	21. 5. 1～23. 4. 30
	大 山 洋 子	墨田区知的障害者相談員	21. 5. 1～23. 4. 30
	海 宝 雄 次	墨田区身体障害者相談員	21. 6. 1～23. 4. 30
学識経験者	椽 木 昭 三	墨田区民生委員・児童委員協議会	21. 5. 1～23. 4. 30
	西 山 恒 八	墨田区社会福祉協議会	21. 5. 1～23. 4. 30
	森 川 政 男	(株)ハクワクリーニング商会代表取締役	21. 5. 1～23. 4. 30
区議会議員	林 恒 雄	墨田区議会議員	21. 5. 1～23. 4. 30
	あそう あきこ	墨田区議会議員	21. 5. 1～23. 4. 30
	と も 宣 子	墨田区議会議員	21. 5. 1～23. 4. 30
	鈴 木 順 子	墨田区議会議員	21. 5. 1～23. 4. 30
	青 木 いさむ	墨田区議会議員	21. 5. 1～23. 4. 30
	あ べ きみこ	墨田区議会議員	21. 5. 1～23. 4. 30
関係行政機関の職員	廣 瀬 正 雄	東京都立墨田特別支援学校校長	21. 5. 1～23. 4. 30
	東 川 正二郎	特別支援学級設置中学校代表 (寺島中学校校長)	21. 5. 1～23. 4. 30
	小 泉 享	墨田公共職業安定所 職業相談部長	22. 4. 1～23. 4. 30
	稲 垣 智 一	墨田区保健所所長	22. 4. 1～23. 4. 30

### (3)墨田区地域福祉計画推進本部設置要綱

平成5年12月21日

5 墨厚厚第555号

(設置)

**第1条** 地域福祉計画に基づく福祉施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、墨田区地域福祉計画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(構成)

**第2条** 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、区長とし、推進本部を総括する。

3 副本部長は、副区長とする。

4 本部員は、教育長及び部長(部長相当職を含む。)の職にある者をもって充てる。

5 本部長は、特に必要があると認めるときは、審議事項に関係のある職員に推進本部への出席を求めることができる。

(審議事項)

**第3条** 推進本部において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 墨田区地域福祉計画及び福祉保健分野の個別計画に基づく施策の総合調整及び推進に関すること。

(2) その他本部長が必要と認める事項

(招集)

**第4条** 推進本部は、本部長が招集し、主宰する。

2 本部長に事故があるときには、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

**第5条** 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、推進本部に付議する事案を調査・検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議する。

4 幹事会は、効率的な運営を図るため必要と認めるときは、協議事項に関係のある幹事をもって開催することができる。

5 幹事会に、ワーキンググループを置くことができる。

6 ワーキンググループの構成員及び検討事項並びに運営に関する事項は、福祉保健部長が定める。

(事務局)

**第6条** 推進本部に事務局を置く。

2 事務局長は、福祉保健部長をもって充てる。

3 事務局長は、次の職務を行う。

(1) 幹事会を招集し、主宰すること。

(2) 推進本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。

(3) 推進本部の決定事項に係る事務の執行調整に関すること。

(4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

4 事務局長は、前項第2号から第4号までの事務を行うに当たり、各本部員等に対し、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

5 事務局長は、必要に応じて、協議事項に関係のある職員に幹事会への出席を求めることができる。

6 事務局の庶務は、福祉保健部厚生課において処理する。

(委任)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

**付則**

この要綱は、平成6年2月1日から適用する。

**付則**

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

**付則**

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

**<別表> 墨田区地域福祉計画推進本部幹事会**

企画経営室	企画・行政改革担当課長
総務部	総務課長
区民部	窓口課長
区民活動推進部	区民活動推進課長
区民活動推進部環境担当	リサイクル清掃課長
産業観光部	生活経済課長
福祉保健部	厚生課長、保護課長、障害者福祉課長、介護保険課長、 高齢者福祉課長、福祉保健部子育て支援担当子育て計画課長、 児童・保育課長、子育て支援総合センター館長
福祉保健部保健衛生担当	保健計画課長、向島保健センター所長、本所保健センター所長
都市計画部	都市計画課長
都市整備部	都市整備課長
教育委員会事務局	庶務課長

## (4) 検討経過

### 墨田区障害者施策推進協議会検討経過

第 1 回	平成 22 年 11 月 17 日(水) 午前 10 時～12 時 墨田区役所 123 会議室	1. 「第 4 期墨田区障害者行動計画」の改定(中間のまとめ)について
第 2 回	平成 23 年 1 月 31 日(月) 午前 10 時～12 時 墨田区役所 122 会議室	1. 「第 4 期墨田区障害者行動計画」の改定(素案)について

### 墨田区地域福祉計画推進本部検討経過(障害者行動計画関係)

第 1 回	平成 22 年 11 月 9 日(火) 午前 11 時～12 時 墨田区役所 庁議室	1. 「第 4 期墨田区障害者行動計画」の改定(中間のまとめ)について 2. 「墨田区障害者行動計画」の進捗状況について
第 2 回	平成 23 年 1 月 25 日(火) 午前 11 時～12 時 墨田区役所 庁議室	1. 「第 4 期墨田区障害者行動計画(後期)」中間のまとめパブリック・コメント手続の実施結果について 2. 「第 4 期墨田区障害者行動計画(後期)」素案について

### 墨田区地域福祉計画推進本部幹事会検討経過(障害者行動計画関係)

第 1 回	平成 22 年 11 月 1 日(月) 午後 1 時 30 分～2 時 30 分 墨田区役所 123 会議室	1. 「第 4 期墨田区障害者行動計画」の改定(中間のまとめ)について 2. 「墨田区障害者行動」の進捗状況について
第 2 回	平成 23 年 1 月 18 日(火) 午後 1 時 30 分～2 時 30 分 墨田区役所 121 会議室	1. 「第 4 期墨田区障害者行動計画(後期)」中間のまとめパブリック・コメント手続の実施結果について 2. 「第 4 期墨田区障害者行動計画(後期)」素案について

## 資料2. 用語（キーワード）の解説

### あ行

アクセシビリティ	情報やサービスなどが、さまざまな人にとって利用しやすいかどうかを表す言葉であり、特にインターネットにおいて、障害などの理由により制約ある条件で利用している人にも内容が伝わるようにホームページが作られているかどうか、という意味で使われます。
ADHD(注意欠陥多動性障害)	「Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder」の略で、注意集中が難しい、多動・落ち着きがない、衝動的で思いついたら行動に移してしまう、といった症状を特徴とする発達障害の一種であり、通常、7歳までに症状があらわれ、その状態が継続します。生まれつきの中枢神経系の障害が原因とされています。
LD(学習障害)	「Learning Disorder」の略で、全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、書く、推理するまたは計算する能力のうち特定のものを習得するのに著しい困難がある状態のことです。ADHDと同様に、生まれつきの中枢神経系の障害が原因とされており、注意集中・多動の障害や社会性・運動面での困難をあわせもつことが多いとされています。

### か行

官公需	国や公団、地方自治体等が、物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすること。国は官公需にかかる福祉施設の受注機会の拡大を求めており、障害者雇用の拡大や工賃アップのため、地方自治体も積極的に取り組む必要があります。
グループホーム・ケアホーム	自宅での生活が困難な人が、地域において共同で生活する場のことです。障害者自立支援法に基づくサービスとして、従来のグループホーム（共同生活援助）に加え、平成18年10月より、新たに、入浴、排せつ、食事等の介護を提供するケアホーム（共同生活介護）が対象となりました。
高機能自閉症・アスペルガー症候群	発達障害の一種であり、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。
高次脳機能障害	交通事故などの脳外傷、脳卒中などの疾病、低酸素障害などが原因で脳が損傷し、思考、記憶、行為、言語、学習、注意などに障害が起きた状態です。同障害者の多くは外見からはわかりにくく、本人も自覚していないことが多いのですが、実際には日常生活を送るためのケアが必要な人が多く、福祉サービスや社会復帰のためのリハビリなどの支援体制の確立が課題となっています。

<b>さ行</b>	成年後見制度	判断能力の不十分な知的障害者、精神障害者、認知症高齢者等を保護するための民法上の制度です。
<b>た行</b>	通級指導学級	小・中学校の通常の学級に在籍する比較的軽度の言語障害、情緒障害、弱視、難聴等のある児童・生徒に、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、個々の障害に応じた特別の指導を特別の場で行う教育形態のことです。
<b>な行</b>	ノーマライゼーション	障害のある人もない人も、社会の一員として、お互い尊重しさえあいながら、地域のなかでともに生活する社会こそがあたりまえの社会である、という考え方です。
<b>は行</b>	発達障害	脳機能の障害により、心身の成長発達の途上で何らかの歪みや遅れなどがあらわれる状態をさします。平成 17 年に施行された発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害 (LD)、注意欠陥多動性障害 (ADHD)、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものを発達障害と定義しています。
	パブリック・コメント	区の基本的な施策等を策定する過程において、事前にその案を広く公表し、区民等が意見を述べる機会を設け、それに対する区の考え方を公表していく一連の手続きのことです。
<b>や行</b>	ユニバーサルデザインとバリアフリー	ユニバーサルデザインは、製品、建物、環境について、障害のある・なしにかかわらず、あらゆる人が利用しやすいようはじめから考えてデザインするという考え方のことです。すでにあるバリア（障壁）を取り除くバリアフリーに対して、ユニバーサルデザインでは、すべての人に対して最初からバリアを生み出さないことを意味します。
<b>ら行</b>	レスパイト	「息抜き・休養」を意味します。在宅の障害者がショートステイやデイサービス等を利用することでその間、介護者が一時的に介護の負担から開放され、休養をとることを意味します。

**第4期墨田区障害者行動計画（前期）**

**平成23（2011）年3月**

**発行：墨田区**

**〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号**

**TEL（03）5608-6578**

**FAX（03）5608-6423**

**編集：墨田区福祉保健部**